

入 札 説 明 書

令和 8 年度自然環境保全基礎調査 昆虫類分布調査業務

[総合評価落札方式 全省庁共通電子調達システム対応]

環 境 省

自然環境局生物多様性センター

はじめに

本令和8年度自然環境保全基礎調査 昆虫類分布調査業務〔総合評価落札方式〕の入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他の関係法令及び環境省入札心得（別紙）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局生物多様性センター長 常富 豊

2. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和8年度自然環境保全基礎調査 昆虫類分布調査業務〔総合評価落札方式〕
- (2) 特質等 別添2の仕様書による
- (3) 納入期限等 令和9年3月31日まで
- (4) 納入場所 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾 5597-1
環境省自然環境局生物多様性センター
- (5) 入札方法 本件は、入札に併せて技術等の提案書を受け付け、価格と技術等の総合評価によって落札者を決定する総合評価落札方式の入札である。
ア. 入札者は、業務に係る経費のほか、納入に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。
イ. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除

3. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 環境省大臣官房会計課長から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (4) 令和07・08・09年度度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「調査・研究」又は「その他」において、開札時までに「A」、「B」、「C」又は「D」級に格付されている者であること。
- (5) 環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

4. 入札者の義務等

この入札に参加を希望する者は、別添3の提案書作成・審査要領に基づき、別添4の提案書作成様式を踏まえて提案書を作成し、7. (1)の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において支出負担行為担当官から当該提案書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5. 契約条項を示す場所

〒403-0005 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾 5597-1
環境省自然環境局生物多様性センター 2階 調査科
TEL : 0555-72-6033

6. 入札に関する質問の受付

(1) この入札説明書、添付資料等に関する質問がある場合は、次に従い、環境省入札心得に定める様式5による質問書を提出すること。

提出期限 令和8年3月10日(火)17時まで
(持参の場合は、12時から13時を除く。)

提出場所 5の場所

提出方法 持参、郵送又は電子メール(biodic_webmaster@env.go.jp)により提出すること。なお、電子メールで提出した場合には、5に示す担当課に提出した旨を連絡すること。

(2) (1)の質問に対する回答は、令和8年3月12日(木)17時までに下記の環境省ウェブサイト「入札等情報(下記URL)」の「本件」の「入札公告」下段に掲載する。

https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/category_01.html

7. 提案書の提出期限及び提出場所等

別添4の表紙及び提案書の提出にあわせて、環境省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書の写しを提出すること。なお、電子入札をする予定の者は、10. (2)アのとおり、環境省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書を、電子調達システムへ証明書として(1)提出期限までに提出すること。

(1) 提出期限

令和8年3月23日(月)17時まで
持参する場合の受付時間は、平日の10時から17時まで(12時から13時は除く)とする。

(2) 書面による提出の場合

ア. 提出方法 持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)すること(提出期限必着)。郵送する場合は、包装の表に「提案書在中」と明記すること。

イ. 提出場所 5の場所

ウ. 部数 別添4の表紙及びその写し 各1部

提案書 7部

環境省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書の写し 1部

(3) 電子による提出の場合

ア. 提出方法 電子ファイル（PDF形式）により、電子メール※1で送信、DVD-ROM等に保存して持参又は郵送※2、又は電子調達システム上※3で提出すること。電子メールで提出した場合には、環境省からの受信連絡メールを必ず確認すること。

※1 電子メール1通のデータ上限は7MB（必要に応じ分割すること）

※2 郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

※3 電子調達システムのデータ上限は10MB

イ. 提出場所 電子メールの場合：biodic_webmaster@env.go.jp

DVD-ROM等の持参又は郵送の場合：5の場所

電子調達システムの場合：電子調達システム上

（4）留意事項

理由の如何によらず、提案書が提出期限内に提出場所に現に届かなかつた場合は、入札に参加することはできない。

入札者は、その提出した提案書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

8. 提案書に関するヒアリングの日時及び場所

必要に応じて、令和8年3月25日（水）にヒアリングを行う。

時間、場所については、入札者と調整の上、令和8年3月24日（火）17時までに環境省が指定する。

ヒアリングに関する問い合わせ先：

〒403-0005 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾 5597-1

環境省自然環境局生物多様性センター 2階 調査科

（TEL：0555-72-6033）

9. 提案書の審査

提出された提案書は、別添5の評価基準表に基づき提案に係る事項の履行の確実性に留意して、環境省において審査し、合格した提案書に係る入札書のみを落札決定の対象とする。提案書の合否については、開札日の前日までに入札者に連絡し、不合格となった提案書に係る入札者には、理由を付して通知するものとする。

10. 競争執行の日時、場所等

（1）入札・開札の日時及び場所

日時 令和8年3月31日（火）14時

場所 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾 5597-1

環境省自然環境局生物多様性センター 1階 大会議室

（2）入札書の提出方法

ア. 電子調達システムによる入札の場合

（1）の日時までに電子調達システムにより入札を行うものとする。

電子調達システムで入札をする予定の者については、同システムにより、環境省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書をPDF化し、証明書として7.（1）の日時までに提出すること。

イ. 書面による入札の場合

環境省入札心得に定める様式2による電子入札案件の紙入札方式での参加についての書面を7.(1)の日時までに5の場所へ持参、郵送又は電子メール(biodic_webmaster@env.go.jp)により提出すること。

入札に当たっては、環境省入札心得に定める様式1による入札書及び環境省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書の写しを(1)の日時及び場所に持参すること。入札書を電話、郵送等により提出することは認めない。なお、入札書の日付は、入札日を記入すること。

ウ. 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(3) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者又は入札条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

11. 落札者の決定方法

(1) 次の各要件を満たす入札者のうち、別添3の提案書作成・審査要領に規定する「総合評価点の計算方法」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

ア. 入札価格が、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

イ. 提案書が、別添5の評価基準表に定める評価項目のうち必須とされた項目の基礎点の評価基準をすべて満たしていること。

(2) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、(1)の各要件を満たす者であって、落札者となるべき者以外で最も高い数値の者を落札者とするところがある。

12. 暴力団排除に関する誓約

当該業務の入札については、環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上参加すること。なお、提案書には誓約事項に誓約する旨を明記するものとする。また、書面により入札する場合は、入札書にも誓約事項に誓約する旨を明記するものとし、電子調達システムにより入札した場合には、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

13. 人権尊重の取組について

本調達に係る入札希望者及び契約者は、『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』(令和4年9月13日 ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

14. その他

(1) 提案書の履行の確約

契約書には、提案書が添付され、又は提案書の内容が記載されるものであり、落札者は、提案書の内容の履行を確約しなければならない。

(2) 落札者以外の事業実施協力者が存在する場合

提案書において落札者以外の者の協力を得て事業を実施する旨の提案を行っている場合は、契約の締結に当たりその履行を担保するため、協力の内容、態様等に応じ、契約書の添付資料として協定書の提出を求めることがある。落札者がこれに応じないときは、契約書の提出がないものとして、落札は、その効力を失う。

(3) 入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称、入札価格『、技術点の合計』及び総合評価点について、開札場において発表するとともに、政府電子調達システム（GEPS）ホームページで公表する場合がある。

(4) 提案書の取扱い

提出された提案書は、当該入札者に無断で、環境省において入札の審査以外の目的に使用することはない。落札者の提案書は、契約書に添付又は記載されるものであり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

(5) 契約締結日について

本入札に係る契約締結日は、環境省担当官より別途指示する。

契約締結日までに令和8年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は、予算が成立した日以降とする。また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

(6) 個人情報の取扱い

環境省から預託される保有個人情報の取扱いに係る業務を実施する場合には、落札者は、様式6に定める書面を速やかに提出しなければならない。なお、提案書の提出時に添付した際には、この限りではない。

(7) 再委任等の制限

落札者は、業務の処理を他人（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、様式7に定める書面により申請し、環境省の承諾を得たときはこの限りではない。

(8) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問合せ先

政府電子調達システム（GEPS）ホームページアドレス

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>

ヘルプデスク 0570-000-683（ナビダイヤル） 受付時間 平日9時00分～17時30分

◎添付資料

- ・別紙 環境省入札心得
- ・別添1 契約書（案）
- ・別添2 仕様書（案）
- ・別添3 提案書作成・審査要領

- ・別添4 提案書作成様式
- ・別添5 評価基準表
- ・別添6 環境マネジメントシステム認証制度の例

環境省入札心得 (物品役務 総合評価落札方式)

1. 趣旨

環境省の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるものの他、この心得に定めるものとする。

2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。ただし、電子調達システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。

なお、入札説明書において「電子調達システムにより入札を行うこと」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式2による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 入札書の提出

- (1) 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、当面の間、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。
- (2) 書面による入札書は、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその

名称又は商号)、宛名(分任支出負担行為担当官環境省自然環境局生物多様性センター長殿と記載)及び「令和8年3月18日開札[令和8年度自然環境保全基礎調査 昆虫類分布調査業務]の入札書在中」と朱書きして、入札の日時及び場所に持参すること。

- (3) 電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。

7. 代理人等(代理人又は復代理人)による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式3による委任状及び環境省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書の写しを持参しなければならない。また、代理人等が電子調達システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

8. 代理人等の制限

入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人等を兼ねることができない。

9. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない又は電子調達システムに定める委任の手続きを終了していない代理人等による入札
- ④ 書面による入札において記名を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

10. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穩の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

11. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は

代理人の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。

- (2) 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人等は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人等が立ち会わず又は電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

12. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

13. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

14. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

15. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

入 札 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局生物多様性センター長 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

(復) 代理人

注) 代理人又は復代理人が入札書を持参して入札
する場合に、(復) 代理人の記名が必要。

下記のとおり入札します。

記

- 1 入札件名 : 令和8年度自然環境保全基礎調査 昆虫類分布調査業務
- 2 入札金額 : 金 _____ 円
- 3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴省の指示のとおりとする。
- 4 誓約事項 : 本入札書は原本であり、虚偽のないことを誓約するとともに、暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

E-mail :

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局生物多様性センター長 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札件名：令和8年度自然環境保全基礎調査 昆虫類分布調査業務
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由
(記入例) 電子調達システムで参加する手続が完了していないため

担当者連絡先

部 署 名 :

担当者名 :

T E L :

E - m a i l :

委 任 状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局生物多様性センター長 殿

住 所
(委任者) 会 社 名
代表者氏名

代理人住所
(受任者) 所属(役職名)
氏 名

当社 を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 令和8年度自然環境保全基礎調査 昆虫類分布調査業務の入札に関する一切の件
- 2 1の事項にかかる復代理人を選任すること。

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

E-mail :

委 任 状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局生物多様性センター長 殿

代理人住所
(委任者) 所属(役職名)
氏 名

復代理人住所
(受任者) 所属(役職名)
氏 名

当社

を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

令和 8 年度自然環境保全基礎調査 昆虫類分布調査業務の入札に関する一切の件

担当者連絡先
部 署 名 :
担当者名 :
T E L :
E - m a i l :

入札辞退届

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局生物多様性センター長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

令和 8 年度自然環境保全基礎調査 昆虫類分布調査業務に係る入札を辞退します。

担当者連絡先

部 署 名 :

担当者名 :

T E L :

E - m a i l :

質問書

業 務 名	令和 8 年度自然環境保全基礎調査 昆虫類分布調査業務
会 社 名	
住 所	
担 当 者	部署名： 氏 名：
担当者連絡先	TEL：
	E-m a i l：
質 問 事 項	

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局生物多様性センター長 殿

住 所
会 社 名
代表者役職・氏名

令和8年度自然環境保全基礎調査 昆虫類分布調査業務に係る個人情報の管理について

令和8年度自然環境保全基礎調査 昆虫類分布調査業務に係る個人情報の管理の状況等について、下記のとおり届け出ます。

記

1. 個人情報の適切な管理のための措置

環境省保有個人情報等管理規程を遵守し、個人情報の適切な管理のための措置を別添の通り実施します。

2. 管理体制及び実施体制

※個人情報の取扱いに係る業務を再委託する場合は体制図にその旨明記してください。

個人情報管理責任者			
氏名			
所属		役職	
連絡先	TEL :	E-mail :	

個人情報管理担当者			
氏名			
所属		役職	
連絡先	TEL :	E-mail :	

体制

3. 検査

本業務において取り扱う個人情報の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、環境省担当官による実地検査等が実施される場合には、適切に対応いたします。

なお、本業務における個人情報を取り扱う業務の実施計画は以下のとおりです。

<実施計画>

※環境省担当官が実地検査等の実施時期を検討するにあたり参考となるよう、業務スケジュールを記載してください。

4. 個人情報に係る不適正管理事案発生時の対応

5. その他

担当者等連絡先

部署名：

責任者名：

担当者名：

T E L：

E-mail：

(再委任等を申請する場合)

様式7

再委任等承諾申請書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局生物多様性センター長 殿

住 所

会 社 名

代表者役職・氏名

本件業務の実施に当たり、下記により業務の一部を再委任等したく、本件契約書第5条の規定に基づき承諾を求めます。

記

- 1 業務名：
令和8年度自然環境保全基礎調査 昆虫類分布調査業務
- 2 契約金額：
- 3 再委任等を行う業務の範囲：
- 4 再委任等を行う業務に係る経費：
- 5 再委任等を必要とする理由：
- 6 再委任等を行う相手方の商号又は名称及び住所：
- 7 再委任等を行う相手方を選定した理由：

担当者等連絡先

部 署 名：

責任者名：

担当者名：

T E L：

E-mail：

(保有個人情報の取扱いがある場合)

様式 8

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局生物多様性センター長 殿

住 所
会 社 名
代表者役職・氏名

令和 8 年度自然環境保全基礎調査 昆虫類分布調査業務における再委任等業務に係る個人情報の管理について

令和 8 年度自然環境保全基礎調査 昆虫類分布調査業務における再委任等業務に係る個人情報の管理の状況等について、下記のとおり届け出ます。

記

1. 再委任等を行う業務の範囲

2. 個人情報の適切な管理のための措置

環境省保有個人情報等管理規程を遵守し、個人情報の適切な管理のための措置を別添の通り実施します。※社内規程等あれば添付

3. 管理体制及び実施体制

※個人情報の取扱いに係る業務を再々委託する場合は体制図にその旨明記してください。

個人情報管理責任者			
氏 名			
所 属		役 職	
連絡先	TEL :	E-mail :	

個人情報管理担当者			
氏 名			
所 属		役 職	
連絡先	TEL :	E-mail :	

体制

4. 検査

本業務において取り扱う個人情報の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、環境省担当官又は〇〇〇（環境省契約相手方）による実地検査等が実施される場合には、適切に対応いたします。

なお、本業務における個人情報を取り扱う業務の実施計画は以下のとおりです。

<実施計画>

※環境省担当官が実地検査等の実施時期を検討するにあたり参考となるよう、業務スケジュールを記載してください。

5. 個人情報に係る不適正管理事案発生時の対応

6. その他

担当者等連絡先

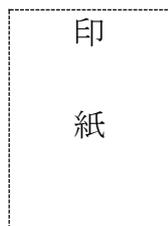
部署名：

責任者名：

担当者名：

T E L：

E-mail：



契 約 書 (案)

分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局生物多様性センター長 常富 豊 (以下「甲」という。) は、
(以下「乙」という。) と
「令和8年度自然環境保全基礎調査 昆虫類分布調査業務」 (以下「業務」という。) について、次の条項により契約を締結する。

(契約の内容)

第1条 乙は、別添の仕様書及び提案書に基づき業務を行うものとする。

(契約金額)

第2条 契約金額は金 円(うち消費税及び地方消費税の額 円)とする。

(履行期限及び納入場所)

第3条 履行期限及び納入場所は次のとおりとする。

履行期限 令和9年3月31日

納入場所 環境省自然環境局生物多様性センター

(契約保証金)

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

(再委任等の制限)

第5条 乙は、業務の処理を他人(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。))である場合も含む。)に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(監督)

第6条 乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。

2 業務の遂行にあたって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

(検査及び引渡し)

第7条 乙は、業務の全部を完了したときは業務終了報告書を作成し、その旨を書面により甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、検査に合格した後、乙が成果物の引渡しを申出たときは、直ちにその引渡しを受けなければならない。

(別添1)

3 乙は、前項の検査に合格しないときは直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、前項の期間は甲が乙から修補を終了した旨の通知を受けた日から起算する。

(契約金額の支払い)

第8条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、契約金額（この契約の締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に契約金額を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第9条 甲は、第8条の約定期間内に契約金額を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(仕様書等の変更)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期限若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第11条 天災地変その他止むを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、乙は、甲と協議の上契約の解除を行うものとする。

2 前項の規定により契約を解除するときは、第7条から第9条までの規定に準じ精算する。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。

二 乙が第5条、第19条又は第19条の2若しくは第20条の規定に違反したとき。

三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督官等の職務の執行を妨げたとき。

四 履行期限内に業務終了報告書の提出がなかったとき。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者を

(別添1)

いう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。
- 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
 - 五 その他前各号に準ずる行為

(再受任者等に関する契約解除)

第13条 乙は、契約後に再受任者等(再受任者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が第12条第2項及び第3項の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(違約金等)

第14条 甲が第12条又は前条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 次に掲げる者が契約を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

- 3 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22

(別添1)

年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

4 乙が前二項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

5 第1項、第2項及び第3項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がその超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

(損害賠償)

第15条 甲は、第12条又は第13条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(表明確約)

第16条 乙は、第12条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

(不当介入に関する通報・報告)

第17条 乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(担保責任)

第18条 甲は、第7条の規定により引渡しを受けた後1年以内に契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、契約不適合である旨を乙に通知し、修補又は既に支払った契約金額の一部を返還させることができるものとする。

(秘密の保全)

第19条 乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に洩らし又は他の目的に利用してはならない。

(個人情報の取扱い)

第19条の2 乙は、甲から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。）及び特定個人情報（マイナンバー（個人番号）をその内容に含む個人情報をいう。）（以下、「個人情報」という。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱わせる業務を再委任等する場合は、事前に甲の承認を得るとともに、本条に定める、甲が乙に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該再受任者等も講ずるように求め、かつ当該再受任者等が約定を遵守するよう書面で義務づけなければならない、承認を得た再受任者等の変更及び再受任者等が再々委任等を行う場合についても同様とする（以下、承認を得た再受任者等を単に「再受任者等」という。）。

3 乙は、前項の承認を受けようとする場合は、あらかじめ書面により甲の承諾を得なければならない。

4 乙は個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

5 乙は、個人情報を取り扱う従事者の明確化、従事者に対する監督・教育を行うものとする。

6 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合はこの限りでない。

一 甲から預託された個人情報を第三者（前項記載の書面の合意をした再受任者等を除く。）に提供し、又はその内容を知らせること。

二 甲から預託された個人情報について、甲が示した利用目的（特に明示がない場合は本契約の目的）の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

三 特定個人情報を取り扱う業務において、乙（再受任者等があるときは再受任者等を含む。）の事務所、事業場等から外部に特定個人情報を持ち出すこと。

7 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱う場合には、責任者及び取扱者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を甲に提出するとともに、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理（再受任者等による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。

8 甲は、個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて必要があると認めるときは、所属の職員に、乙（再受任者等があるときは再受任者等を含む。）の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について実地検査等

(別添1)

の調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。

- 9 乙は、業務の完了又は契約解除等により、甲が預託した個人情報が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）が不要になった場合には、速やかに甲に返却又は破砕、溶解及び焼却等の方法により個人情報を復元困難及び判読不可能な方法により廃棄若しくは消去し、その旨を書面により甲に報告しなければならない。ただし、甲が別段の指示をしたときは、乙はその指示に従うものとする。
- 10 乙は、甲から預託された個人情報の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告しなければならない。また、甲から更なる報告又は何らかの措置・対応の指示を受けた場合には、乙は当該指示に従うものとする。
- 11 乙は、甲から預託された個人情報以外に、業務に関して自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づいて取り扱うこととし、甲が別段の指示をしたときは当該指示に従うものとする。
- 12 乙は、乙又は再受任者等の責めに帰すべき事由により、業務に関連する個人情報（甲から預託された個人情報を含む。）の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。
- 13 本条の規定は、本契約又は業務に関連して乙又は再受任者等が甲から預託され、又は自ら取得した個人情報について、業務を完了し、又は解除その他の理由により本契約が終了した後であっても、なおその効力を有する。

(債権譲渡の禁止)

第20条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

(紛争又は疑義の解決方法)

第21条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して解決するものとする。

(別添1)

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾5597-1
氏 名 分任支出負担行為担当官
環境省自然環境局
生物多様性センター長 常富 豊 

乙 住 所
氏 名 

令和 8 年度自然環境保全基礎調査 昆虫類分布調査業務に係る仕様書

1. 件名

令和 8 年度自然環境保全基礎調査 昆虫類分布調査業務

2. 業務の目的

自然環境保全基礎調査（以下「基礎調査」という。）とは、我が国における自然環境の現況及び改変状況を把握し、自然環境保全法の施策を推進する基礎資料を整備するため、環境庁（当時）が昭和 48（1973）年より自然環境保全法に基づき実施しているものであり、それらの基礎調査の結果は、各種自然環境保全施策や環境影響評価等の基盤情報として活用されている。

昆虫類を対象とした全国的な生息分布調査は、第 2 回基礎調査（昭和 53（1978）年）、第 3 回基礎調査（昭和 59（1984）年）、第 4 回基礎調査（平成 2（1990）～平成 3（1991）年）、第 5 回基礎調査（平成 9（1997）～平成 10（1998）年）に実施されたが、第 5 回以降同様の調査は約 25 年実施されていない。

近年、昆虫類では絶滅危惧種が増加し、里地環境ではチョウ類等の減少が報告されるなど、昆虫類の生息環境の悪化が懸念されている。また、現在環境省では、令和 12（2030）年までの 30by30 達成のため、里地里山や社寺林などのように民間によって生物多様性の保全が図られている区域（OECM）を認定するなどの取組や検討が進められている。特に、身近な自然に生息する普通種も含めた昆虫類が注目されており、それらの生息状況等の基礎情報を把握することはこれら施策を推進するために重要である。

今般実施している自然環境保全基礎調査 昆虫類分布調査（以下「昆虫類分布調査」という。）は、我が国の昆虫類を対象に、生息分布情報を効率的に集約し、近年の生息分布状況を把握するとともに、過去の結果との比較等により昆虫類の現状や課題等を明らかにすることを目的として、令和 5（2023）～8（2025）年度（予定）の 4 年間で実施している。

本業務は、昆虫類分布調査の一環として、令和 5（2023）年度以降の調査内容のとりまとめを実施するものである。

3. 業務の内容

請負者は、「令和 5 年度自然環境保全基礎調査 昆虫類分布調査業務（以下「令和 5 年度業務」という。）」で作成した調査設計（別紙 1）に基づき、以下のとおり業務を実施する。

(1) 業務実施計画書の作成及び打合せ

業務開始に当たっては、業務実施計画書案を作成し、業務の進め方について環境省自然環境局生物多様性センター担当官（以下「環境省担当官」という。）と期首打合せを行う。また、業務期間中に 2 回打合せを実施する。打合せ終了後は速やかに概要をとりまとめ、環境省担当官の承認を得て確定させる。なお、打合せの方法はオンライン形式を想定している。

(2) 分布情報の追加整理

ア. 補完調査(分布情報の収集)

令和5年度業務、「令和6年度自然環境保全基礎調査 昆虫類分布調査業務（以下「令和6年度業務」という。）」及び「令和7年度自然環境保全基礎調査 昆虫類分布調査業務」（以下「令和7年度業務」という。）（以下「過年度業務」と総称する。）の結果及び自然環境保全基礎調査 昆虫類分布調査検討会（以下「検討会」という。）の検討結果を踏まえ、調査対象種86種について昆虫類の分布に関する情報を追加で収集・整理し、令和7年度業務で作成したデータベース（※）及び分布図に反映すること。

情報収集の対象は以下を想定する。

- ・ 学会誌や地方誌等の書籍、他主体が保有するデータベース、論文等
 - ・ 有識者から提供のあった情報源に記載されている情報
 - ・ 環境省、他省庁、他機関から提供を受けた調査データ
 - ・ その他、環境省担当官と協議の上必要とされた情報
- 工数は計15人日程度を想定している。

※データベース：収集・整理した昆虫類の分布に関する情報（項目例：種名、学名、年月日、緯度経度等位置情報、確認方法、情報源情報、データの扱い（公開・提供の条件）等）を一覧にまとめたもの。

※分布図：原則として種ごとの日本国内の分布を2次メッシュ単位であらわした図。なお、凡例解説（種コード、和名、学名、情報の得られたメッシュ数、環境省レッドリストにおけるカテゴリー、情報量（実際の分布状況をどの程度反映しているか）の評価、特記事項、必要に応じて特定の年度以前及び以降に生息確認したメッシュ数等）や、必要に応じて分布図の簡単な解説を付すことを想定する。

イ. 1次スクリーニング

追加されたデータについて、スクリーニングを行う。以下の例及び過去業務で実施したスクリーニングの分類基準等を踏まえてデータに分類区分を記載し、1次スクリーニングデータを作成する。

（例）

＜データの精度に関するもの＞

- ・ 信頼性の高いデータ
- ・ 明らかなエラーデータ
- ・ 精査が必要なデータ

＜追加の作業が必要になるもの＞

- ・ 2次メッシュ（約10km四方）での公開を控えるデータ
- ・ 種名の統一が必要なデータ
- ・ その他、環境省担当官と協議の上必要とされた項目に該当するデータ

(3) データのとりまとめ

令和7年度業務で作成した最終年度のとりまとめ方針及びスケジュールに則り、

以下のとおりデータを整理し、とりまとめる。とりまとめ方針やスケジュールに変更が必要な場合は、環境省担当官と協議の上、決定すること。

ア. 2次スクリーニングデータの作成

1次スクリーニングデータの妥当性について、以下のとおり専門的知見からの検討を加え、2次スクリーニングデータを作成する。あわせて、必要に応じて分布情報を追加する。また、分布図の凡例解説及び及び簡単な解説を作成する。

(ア)有識者等へのヒアリング

特定の分類群に関する情報を補うため、有識者ヒアリングを8回程度行う。有識者の選定に当たっては、環境省担当官と協議する。ヒアリングはオンライン形式を想定し、有識者には謝金（1時間当たり7,900円（1回当たり最大2時間までを想定））を支給する。ヒアリング後、速やかに概要を作成し、参加者に確認を行った上で内容を確定させ、環境省担当官宛てにメール送信する。

また、昆虫の分布に関する専門的な知見を有する学会（3つ程度を想定）に、スクリーニングを依頼し、検討結果を取りまとめる。

(イ)作業部会の開催

1次スクリーニングデータに（ア）有識者ヒアリング等の意見を反映して作成した2次スクリーニングデータ案について精査し、また調査報告書の内容について検討するため、作業部会を1回開催する。構成委員は6名程度を想定するが、詳細については環境省担当官と協議すること。会議の開催方法は、対面及びオンラインのハイブリッド形式を想定しているが、状況に応じて環境省担当官と調整の上、全てオンライン開催も可とする。なお、作業部会には、原則として環境省担当官が同席する。委嘱（必要に応じて）、開催日程の調整、開催案内の発出、会場（東京都内を想定）の手配、司会進行、会場設営、資料の作成及び配布、議事の記録等の庶務を担う。座長には、作業部会開催前に内容に関する説明ヒアリングを行う。作業部会終了後は、議事録（会議の経過と各委員の発言要旨が把握できるもの）及び議事概要（議事の要点を簡潔にまとめたもの）の案を速やかに作成し、委員への確認を行った上で確定させ、環境省担当官に提出すること。

作業部会については、委員に謝金（1回当たり18,000円）及び旅費（「国家公務員等の旅費に関する法律」「国家公務員等の旅費に関する法律施行令」「国家公務員等の旅費支給規程」に準じる。以下同じ。）を支給する。別途委員に個別ヒアリング（オンラインを想定）を実施する場合は、謝金（1時間当たり7,900円（1回当たり最大2時間まで））を支給する。ヒアリング後、参加者に確認を行った上で内容を確定させ、環境省担当官宛てにメール送信する。

イ. 非公開資料の完成

アにより作成した2次スクリーニングデータを整理し、86種のデータベース及び分布図を完成させる。また、GISデータを作成する。これらに含まれる内容については、以下を参考に、環境省担当官と協議して決定すること。

- ・位置情報の精度（普通種、外来種、特に希少種についての公開精度）
- ・情報源毎の公開・情報提供可能な精度
- ・その他、環境省担当官と協議の上、検討が必要とされた項目

ウ. 公開資料の作成

イを基に、以下のとおり公開資料を作成する。

(ア) データベース・分布図・GIS データ（ウェブサイト掲載用・情報提供用）

ウェブサイト掲載用及び情報提供用のデータベース、分布図及びGIS データを作成する。

(イ) 調査報告書（公開用）

過年度業務及び上記の業務内容を取りまとめ、調査報告書（300 ページ程度を想定）を作成する。

報告書の作成に当たっては、データベース・分布図（公開用）を基に、以下のとおり評価・分析を行う。

a. 原稿の執筆

検討会委員をはじめとする有識者に以下のとおり原稿の執筆を依頼する。原稿執筆者に謝金（日本語 400 字当たり 2,500 円。支払単位は 0.5 枚とし、端数については、100 字未満は切り捨て、100 字以上は切り上げとする。）を支給する。校正等（1 回程度を想定）に係る調整を行う。

(a) 種

生物多様性の 4 つの危機等の観点を踏まえ、重点調査対象種（27 種）の分布調査の結果及び考察について原稿を執筆いただく（原則として 1 種当たり約 800 字以内を想定）。なお、必要に応じ、情報収集象種を含めることとして差し支えない。

(b) テーマ

生物多様性の 4 つの危機等の観点を含めたテーマ（6 つ程度）について原稿を執筆いただく（1 テーマ当たり約 1200 字程度を想定）。

b. 解析

環境施策や取組への利活用を図ることを想定して解析を行う。対象とする環境施策や取組についての詳細や具体的な分析内容については、環境省担当官及び施策実施課室と協議の上決定する。なお、想定される解析内容が a と重複する場合には、a に含めることも差し支えない。

エ. 問合せ想定を作成

本調査結果を次年度に公開する際に、問合せで聞かれそうな内容及び回答案一覧を作成する。具体的な内容や形式等の詳細は、環境省担当官と協議の上決定すること。

(4) 検討会の設置及び開催

昆虫類の分布等について知見を有する委員（別紙 2 に示す 6 名）による検討会を、業務実施期間中に 2 回開催する。内容は（2）～（3）の結果や検討状況等を想定しているが、詳細については環境省担当官と協議の上決定すること。会議の開催方法は、対面及びオンラインのハイブリッド形式を想定しているが、状況に応じて環境省担当官と調整の上、全てオンライン開催も可とする。座長には検討会開催前に検討会の内容に関する説明ヒアリングを行うこと。

また、委員が欠席した場合には、別途当該委員へのヒアリングを実施すること。

ヒアリングの方法はオンラインを想定している。ヒアリング後、速やかに概要を作成し、参加者に確認を行った上で内容を確定させ、環境省担当官宛てにメール送信する。

検討会の実施に際しては、謝金（検討会については、委員1名に対して1回当たり18,000円、ヒアリングについては、1時間当たり7,900円（1回当たり最大2時間まで）を支給すること。また、検討会については、旅費を委員に支給すること。

事務局は請負者が務め、開催日程の調整、開催案内の発出、会場（東京都内を想定）の手配、司会進行、会場設営、資料の作成及び配布、議事の記録等の庶務を担当する。検討会終了後は、議事録（会議の経過と各委員の発言要旨が把握できるもの）及び議事概要（議事の要点を簡潔にまとめたもの）の案を速やかに作成し、委員への確認を行った上で確定させ、環境省担当官に提出すること。

(5) 業務報告書の作成

上記(1)～(4)の業務内容について取りまとめ、業務報告書を作成する。なお、非公表とすべき内容（個人情報、希少種の分布情報の詳細等）については別章とする。

4. 業務履行期限

令和9年3月31日（水） まで

5. 成果物

紙媒体：調査報告書 7部（A4判 300頁程度）、業務報告書 5部（A4判 300頁程度）

納品期限：令和9年3月31日（水）

※ただし、個別指定のあるものについては、それぞれの指定期日による。

電子媒体：報告書の電子データを収納したDVD-R 2枚（セット）

報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

提出場所 環境省自然環境局生物多様性センター

6. 著作権等の扱い

(1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。

(2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。

(3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。

(4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。

- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

8. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に記載の業務の実施内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたときは、必要に応じて変更契約を行うものとする。
- (3) 会議運営を含む業務
会議運営を含む業務にあつては、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という）の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。
基本方針：<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>
- (4) 検討会等における委嘱・会計手続きに係る押印等廃止の取扱いについて
電子化を進める政府方針に基づき、原則として、検討員等からの承諾書、請求書等の

書面による提出、押印について廃止されるよう取り扱うこと。（書類の真正性の確保は、検討員等からのメールの電子保存等で対処するものとする。なお、慣例上、現金払いとして検討員等からの領収書、受取書を求める場合にあっても、押印ではなく本人サインによること。）

（参考）

「規制改革実施計画」

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/keikaku/200717/keikaku.pdf>

「「書面、押印、対面」を原則とした制度・慣行・意識の抜本的見直しに向けた共同宣言」

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/imprint/document/200708document01.pdf>

「押印についての Q&A」（内閣府・法務省・経済産業省作成）

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00095.html

- (5) 本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて過年度業務「令和3年度動物分布調査（昆虫類）における資料情報の収集・整理等業務報告書」、「令和4年度自然環境保全基礎調査昆虫類分布調査設計等の検討準備業務報告書」、「令和5年度自然環境保全基礎調査昆虫類分布調査業務報告書」、「令和6年度自然環境保全基礎調査昆虫類分布調査業務報告書」及び「令和7年度自然環境保全基礎調査昆虫類分布調査業務」に係る資料を、所定の手続きを経て閲覧することが可能である。資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先にあらかじめ連絡の上、閲覧希望資料の受け渡し方法等について調整すること。ただし、情報セキュリティ保護等の観点から、提示できない箇所がある場合がある。コピーや写真撮影等の行為は禁止する。

連絡先：環境省自然環境局生物多様性センター 調査科（[TEL:0555-72-6033](tel:0555-72-6033)）

なお、第5回基礎調査以前の昆虫類に関する動物分布調査報告書については、生物多様性センターのWebサイト上で公開している。

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

「表紙・背表紙・裏表紙・奥付」の様式は、環境省担当官が提供する電子ファイルに基づくこと。

製本方法はくるみ製本とし、表紙（背表紙・裏表紙含む）の用紙は、「レザック 66・175kg」を使用すること。

報告書等の仕様は、基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。ただし、判断の基準を満たす印刷用紙の調達が困難な場合には、環境省担当官と協議し、了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

報告書等の仕様は、契約締結時におけるの国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。ただし、判断の基準を満たす印刷用紙の調達が困難な場合には、環境省担当官と協議し、了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

目次の前に要約（日 800 字程度、英 A 4 用紙 1 枚程度）を挿入すること。

英語サマリーについては、以下により作成すること。

(1) 以下の対訳集等を参考に、ネイティブチェックを経ること。

- ① 環境用語和英対訳集（EIC ネット <https://www.eic.or.jp/library/dic/>）
- ② 法令用語については、日本法令外国語訳データベースシステムの標準対訳辞書 (<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/>)

(2) 海外で参照されることを念頭に入力には半角で行い、全角文字や全角スペースは使用しないこと。特に以下に注意すること。

- ・丸数字は使用不可。「℃」→「degrees C」又は「degrees centigrade」
- ・記号はすべて半角。例：「“ ”」→「" "」、「` `」→「' 」、「-」→「-」
- ・化学物質は英文名＋化学記号（半角の英数字）。二度目以降は化学記号のみでも可。
例：carbon dioxide (CO₂)
- ・環境省の略称は「MOE」（大文字）

2. 電子データの仕様

電子データの仕様については下記によるものとする。ただし、仕様書において、下記とは異なる仕様によるものとしている場合や、環境省担当官との協議により、下記とは異なる仕様で納品することとなった場合は、この限りでない。

- (1) Microsoft 社 Windows11 上で表示可能なものとする。
- (2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
 - ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
 - ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
 - ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
 - ・画像；PNG 形式又は JPEG 形式
 - ・GIS データ；GeoPackage 形式または GeoJSON 形式
- (3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式（PDF/A-1、PDF/A-2 又は PDF1.7）」による成果物を作成すること。
- (4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 又は CD-R（以下「DVD-R 等」という。仕様書において、DVD-R 等以外の媒体が指定されている場合や、環境省担当官との協議により、DVD-R 等以外の媒体に格納することとなった場合は、この限りでない。）とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. 成果物の二次利用

- (1) 納品する成果物（研究・調査等の報告書）は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、環境省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果物に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。

第三者の知的財産権が関与する内容の一部または全部について、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、当該箇所や当該権利保有者等の情報を、以下の URL からダウンロードできる様式に必要事項を記入し提出すること。

- (2) 環境省が保有するオープンデータの情報を政府が運用するオープンデータのポータルサイト「データカタログサイト e-Gov データポータル (<https://data.e-gov.go.jp/>)」に掲載及び更新情報を反映させるためのデータに関する説明（メタデータ）について、成果物と併せて以下の URL からダウンロードできる様式に必要事項を記入し提出すること。

<https://www.env.go.jp/kanbo/koho/opendata.html>

4. 生物多様性情報クリアリングハウスメカニズムのメタデータ及びエディタデータを作成すること。なお、メタデータは、環境省担当官から提供するツールを用いて作成すること。

5. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

自然環境保全基礎調査 昆虫類分布調査 調査設計

1. 背景及び目的

自然環境保全基礎調査（以下、「基礎調査」という。）は、我が国における自然環境の現況及び改変状況を把握し、自然環境保全法の施策を推進する基礎資料を整備するため、環境庁（当時）が昭和48（1973）年より自然環境保全法に基づき実施しているものであり、それらの結果は、各種自然環境保全施策や環境影響評価等の基盤情報として活用されている。基礎調査における昆虫類を対象とした全国的な生息分布調査は、第2回基礎調査（昭和53（1978）年）、第3回基礎調査（昭和59（1984）年）、第4回基礎調査（平成2（1990）～平成3（1991）年）、第5回基礎調査（平成9（1997）～平成10（1998）年）に実施されたが、第5回以降に同様の調査は実施されていない。

環境省では「種の保存法」での特定第二種制度の新設や、近年では30by30達成のためのOECM認定が進められている。特に、身近な自然に生息する普通種も含めた昆虫類が注目されており、それらの生息状況等の基礎情報を把握することはこれら施策を推進するために重要である。

本調査は、昆虫類を対象に生息分布情報を効率的に集約し、近年の生息分布状況を明らかにするとともに、過去の結果との比較等により昆虫類の現状や課題等を明らかにすることを目的とする。なお、調査設計素案の作成にあたっては、令和4（2022）年度に策定された自然環境基礎調査マスタープランの内容も考慮することとする。

2. 基本方針

自然環境保全基礎調査の基本方針・調査計画を示す「自然環境保全基礎調査マスタープラン 令和5～14(2023～2032)年度」に基づき、以下の方針で実施する。

- 従来の昆虫調査のように対象となる分類群（目・科）における全種的な調査対象種の設定はせず、環境施策及び環境保全活動からの要請に応え得るよう、選定方針を定め調査対象種を絞り込んだ上で対象種の設定を行う（今後の長期的な昆虫調査の方向として、全種的な調査を否定するものではない）。
- 従来の昆虫調査で採られた文献調査、現地調査及び聞き取り調査の他、新たな情報収集として地球規模生物多様性情報機構（GBIF）等のデータベースを通じて公開されているデータの活用や、全国の博物館や研究施設等に収蔵される標本を対象とした調査による情報収集も行う。
- 近年の生息分布状況を把握できるよう生息分布情報を集約し、対象種の全国分布図を作成する。また、過去の結果との比較等により我が国の昆虫類の現状や課題等を明らかにする。

3. 調査の期間

令和4（2022）年度から令和8（2026）年度を調査期間とする。

4. 調査スケジュール

調査の実施スケジュールは以下を想定する。

令和4年度 (2022)	調査設計等の検討準備 (専門家ヒアリングの実施・調査設計素案の作成・試行調査 等の実施)
令和5年度 (2023)	調査設計等の検討、調査実施 (検討会開催・調査対象種の選定・調査設計の作成・各種調査 等の実施)
令和6年度 (2024)	調査実施 (検討会開催・各種調査 等の実施)
令和7年度 (2025)	調査実施 (検討会開催・各種調査 等の実施)
令和8年度 (2026)	補完調査、調査結果とりまとめ (検討会開催・調査結果とりまとめ・補完調査 等の実施)

5. 調査の範囲

(1) 情報収集の対象となる地域

情報の収集対象範囲について、全国悉皆的な調査とするため、特定の都道府県や市町村、地域に限らず全国を対象の範囲とする。

(2) 情報収集の対象となる期間

情報の収集対象期間について、自然環境保全基礎調査において昆虫分布調査が最後に実施された、第5回基礎調査（平成9（1997）～平成10（1998）年）以降、本調査終了予定年である令和8（2026）年までの生息確認情報を情報収集の対象期間の範囲とする。なお、過去の基礎調査結果における情報空白地への補完情報となりうるものについては収集する。

6. 調査対象種

調査の対象となる種（もしくは科、属等の分類群）について、以下の選定方針及び選定の観点に沿う調査対象候補種を抽出の上、昆虫類検討会に諮り決定する。

(1) 選定方針

今回の昆虫分布調査においては、従来の昆虫分布調査のように対象となる分類群（目・科）における全種的な調査対象種の設定はせず、希少種保全、外来種対策等の各環境施策課題や社会ニーズに応え得るよう、調査対象種を絞り込んだ上で対象種の設定を行う。

(2) 選定の観点

①調査精度及び調査効率の確保

- ・同定が容易で誤認や同定ミスが少ないと考えられる種
- ・広範囲に分布し、情報集積により全国的な分布状況が俯瞰できる種
- ・既存情報や標本が十分に蓄積されているもの
- ・市民調査が可能で多くの情報が期待できる種

②過去の調査結果との比較

- ・過去の基礎調査において調査され、過去との比較ができる種

③各環境施策課題や社会ニーズに対応する種

- ・環境省レッドリスト（2020）、および国内希少野生動植物種（特定第二種）において評価、指定されている種
- ・生息地や個体群が減少傾向で、今後レッドリストとして評価される可能性のある種
- ・環境省の代表的な昆虫 20 選等、自然共生サイトにおける保全活動の際の指標昆虫となりうる種
- ・かつては一般的であったが、現在は絶滅が危惧される種（元・普通種）
- ・生物多様性国家戦略における 4 つの危機の影響を強く受ける種（以下、参照）

<第1の危機（開発など人間活動による危機）>

- ✓ かつて全国に普遍的に分布していたものの、近年急速に生息状況が変化していると考えられる種
- ✓ 近年急速に減少しつつある草地環境や湿地環境に依存し、生息状況が変化していると考えられる種
- ✓ 河川敷や海岸・海浜に依存している海浜性種
- ✓ 市街地及びその周辺の緑地や公園に生息する種
- ✓ 移動性が低く、生息地の消失が個体群の維持に深刻な影響を受ける種

<第2の危機（自然に対する働きかけの縮小による危機）>

- ✓ かつて里山林（薪炭林）やため池など身近な自然に生息、もしくはそのような環境に依存していたと考えられ、近年急速に生息状況が変化していると考えられる種

<第3の危機（人間により持ち込まれたものによる危機）>

- ✓ 侵入後、分布拡大が著しい外来種
- ✓ その外来種により分布が変化している種

<第4の危機（地球環境の変化による危機）>

- ✓ 温暖化で分布域や密度が増加しているとされる種
- ✓ 温暖化で分布域や密度に変化がみられる種

(3) 調査対象種の設定に関する考え方

調査対象種は、選定の観点の合致状況などから、重点調査対象種と情報収集対象種に分けて設定する。調査対象となる種に対して一律の調査内容とせず、種ごとの特性や取り巻く状況、施策課題や社会ニーズに応じて追求する情報精度等を考慮し、適切な調査手法をとることで効率的な分布情報の収集を行う。

	重点調査対象種	情報収集対象種
設定対象の考え方	特に過去の調査結果との比較が可能で、施策課題や社会ニーズに応じて全国的な俯瞰を追求する種。 マスタープランに示される <u>自然環境や社会構造の変化に伴う新たな課題に対応する施策のニーズに適う調査・データ整備が必要な種</u>	重点調査対象種程ではないが、 <u>自然環境基礎調査として基礎情報蓄積に努めるべき種</u>
選定の観点との合致状況	多項目において合致する、もしくは合致する種と関連性がある	一定の項目に合致、特定の項目において強く関係する
調査内容	アンケート調査・文献調査・各種データベース検索及び、情報空白地における追加的調査（ヒアリング・標本調査・追加アンケート等）	アンケート調査・各種データベース検索
アウトプット	<ul style="list-style-type: none"> ・分布図及び地図データの公開 ・整理済みデータ集の公開 ※希少種等の情報はオープンデータ用に精度を検討・調整する 	

(4) 調査対象種

選定方針及び選定の観点に沿い、以下の種を調査対象種とする。選定にあたっては、令

和4(2022)年度の有識者ヒアリングで得られた情報などをもとに調査対象種候補案を作成したうえで検討会に諮り、候補種の対象種としての妥当性の評価や、さらに追記すべき種、除外すべき種について検討した。

調査対象種一覧

No.	目	種	重点調査対象種	情報収集対象種
1	トンボ目	ハグロトンボ		●
2		キイトンボ		●
3		ベニトンボ	●	
4		ベッコウトンボ		●
5		アキアカネ	●	
6		ノシメトンボ		●
7		チョウトンボ		●
8	ナナフシ目	トゲナナフシ		●
9	カマキリ目	サツマヒメカマキリ		●
10		オオカマキリ		●
11		ハラビロカマキリ		●
12		ムネアカハラビロカマキリ(外来種)	●	
13	バッタ目	エンマコオロギ		●
14		マツムシ		●
15		キリギリス属 (ヒガシキリギリス・ニシキリギリス)		●
16		クツワムシ		●
17		オンブバッタ		●
18		アカハネオンブバッタ(外来種)	●	
19		ショウリョウバッタ		●
20		ショウリョウバッタモドキ		●
21		トノサマバッタ		●
22		カワラバッタ		●
23	カメムシ目	クマゼミ	●	
24		ミンミンゼミ		●
25		タイコウチ	●	
26		ミズカマキリ		●
27		ヒメミズカマキリ		●

No.	目	種	重点調査 対象種	情報収集 対象種
28		タガメ		●
29		アカスジキンカメムシ		●
30	アミメカゲロウ目	キカマキリモドキ		●
31		キバネツトンボ	●	
32	コウチュウ目	オオミズスマシ	●	
33		ゲンゴロウ		●
34		コガタノゲンゴロウ	●	
35		シマゲンゴロウ	●	
36		カワラハンミョウ	●	
37		ヤマトタマムシ		●
38		ガムシ	●	
39		コクワガタ		●
40		ヒラタクワガタ		●
41		センチコガネ属 (センチコガネ・オオセンチコガネ)		●
42		カブトムシ		●
43		ヒラズゲンセイ		●
44		ミヤマカミキリ		●
45		ルリボシカミキリ		●
46		シロスジカミキリ		●
47		フェモラータオオモモフトハムシ(外来種)		●
48		チョウ目	ギンイチモンジセセリ	●
49	ギフチョウ		●	
50	ヒメギフチョウ		●	
51	ジャコウアゲハ			●
52	ナガサキアゲハ		●	
53	ミカドアゲハ		●	
54	アオスジアゲハ		●	
55	ヒメシロチョウ			●
56	オオモンシロチョウ(外来種)			●
57	ムラサキツバメ		●	
58	ミドリシジミ			●
59	シルビアシジミ			●

No.	目	種	重点調査 対象種	情報収集 対象種
60	ハチ目	ヤクシマルリシジミ	●	
61		ミヤマシジミ		●
62		クロマダラソテツシジミ	●	
63		ツماغロヒョウモン	●	
64		イシガケチョウ	●	
65		ルリタテハ		●
66		コムラサキ		●
67		アカボシゴマダラ(特定外来生物)	●	
68		ゴマダラチョウ	●	
69		オオムラサキ	●	
70		クロコノマチョウ	●	
71		フチグロトゲエダシヤク		●
72		ヤママユ		●
73		オオミズアオ		●
74		オナガミズアオ		●
75		イブキスズメ		●
76		ムラサキシタバ		●
77		ビロードハマキ		●
78		ウマノオバチ		●
79		アルゼンチンアリ(特定外来生物)		●
80		ニッポンハナダカバチ		●
81		キムネクマバチ		●
82		台湾タケクマバチ(外来種)		●
83		エゾオオマルハナバチ		●
84		クロマルハナバチ		●
85		セイヨウオオマルハナバチ(特定外来生物)		●
86		コマルハナバチ		●
合計		86 種	27 種	59 種

7. 調査手法

調査では、対象種の生息分布状況を把握するため、「いつ、どこに、何が」いたかの情報に加えて、必要に応じて情報源をたどるために「誰が」報告したかということも重要である。情報収集では、過去の基礎調査手法を踏まえ、基本的に対象種の種名（種名コード）、採集（観察）地（メッシュコードまたは緯度経度：可能な限り詳細な情報を優先）、採集（観察）年月日、調査者名（文献）等の単純かつ客観的な情報を得るものとする。

（1）調査の流れ

①既存情報等による昆虫類の生息情報の収集・整理、情報空白地の洗い出し

標本や文献等による既存情報の調査やアンケートによる分布調査を実施後、GISを用いた分布情報の重ね合わせによる情報の空白地帯の抽出を行う。対象種の分布情報の収集にあたっては、主に下記について収集する。

- 行政機関実施の調査データや文献等の既存資料調査
- GBIF やサイエンスミュージアムネット（S-Net）等を通じて公開されている標本・観察データの活用
- 標本収蔵施設（博物館・研究施設等）の標本調査
- 各学会、地方同好会、有識者への照会（アンケート）

②情報空白地について効率的に生息情報が取得できる各種調査を行う。

情報空白地における対象種の情報を得ることを目的とした追加的調査を実施し、空白地に関する追加収集や直接的な採捕もしくは観察を中心とした現地調査を検討する。また、専門的知識を持たない人でも識別が可能な対象種を設定した場合、いきものログ等を活用した市民協力による情報補完方法を検討する。

- 情報の空白部分補完のための追加調査又は現地調査の実施
- 対象分類群や情報空白地における有識者へのヒアリング及び追加アンケート調査
- いきものログ等を活用した市民の持つ情報による補完情報収集

③収集した情報を整理し、分布図としてとりまとめる。

最終的な全国分布図の取りまとめについて地域保全等の自然環境保全施策や影響評価等の意思決定へ結び付けるアウトプットとしての役割の観点から検討する。

- 収集情報の精度（詳細度）に対応した整理及び管理
- GISによる図化及び地図データ化

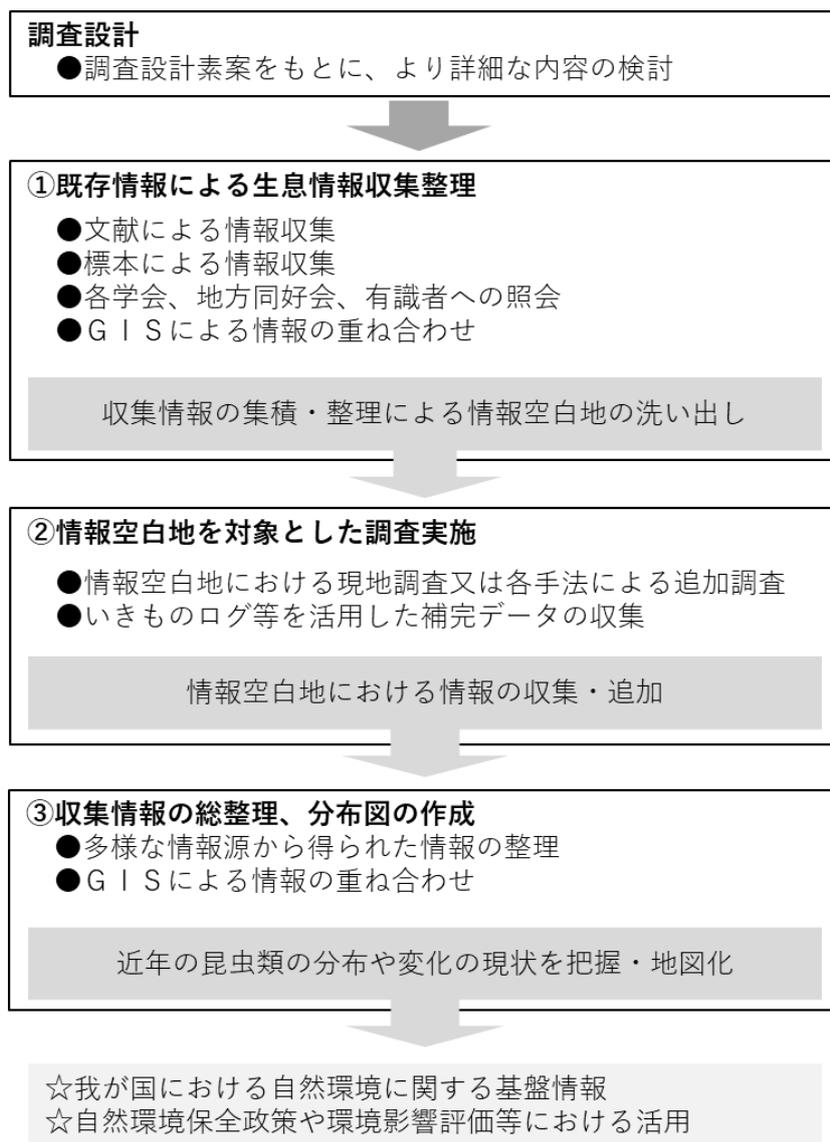


図1 調査実施の流れ

(2) 収集情報のデータ形式

分布情報の集積及び整理にあたっては、調査で得られた成果が幅広い主体に活用されるよう、効率的なデータ統合・解析等の作業が可能な標準的なデータ形式での集積が必要とされる。このため、生物多様性データを記述するための語彙として国際的に整備された Darwin Core を活用してデータ形式を定めた上で、分布情報を整備する。

8. 調査実施体制

(1) 調査体制

調査は、環境省生物多様性センターが企画・立案し、生物多様性センターを主とする事務局によって進行する。事務局では生物多様性センターが統括の下、事務局運営業務にお

いて、調査の進捗管理、検討会、結果とりまとめを担い、調査業務において実質的な調査実施及び調査に関連する各主体との協力体制の構築を担う。

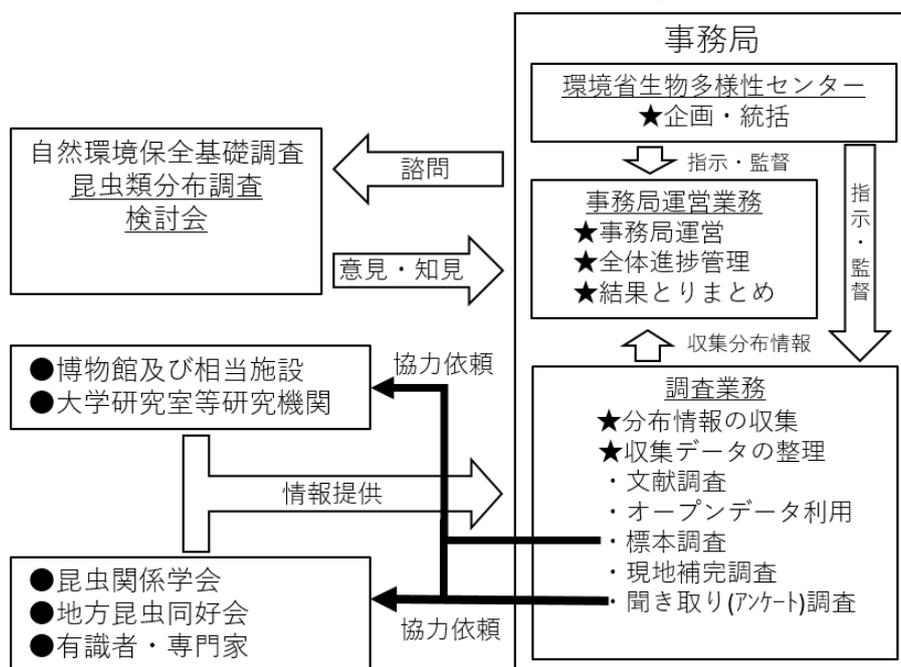


図2 想定される調査体制

(2) 検討会の実施

調査の実施にあたり、調査設計に関する検討をはじめ、調査進捗に伴う課題の解決、とりまとめ方法や情報公開に関する事項、最新の知見について専門家の意見を収集・議論するために、有識者により構成される検討会を設置し検討を行う。検討会は年2回（または年度によっては1回）の開催とし、必要に応じメール等による意見照会、調整を行う。（検討委員6名程度を想定）

9. 結果のとりまとめ

近年の生息分布状況を把握できるよう生息分布情報を集約し、対象種の全国分布図を作成する。また、過去の結果との比較等により我が国の昆虫類の現状や課題等を明らかにする。

10. 情報の取り扱い（公開と共有）

調査結果は、「自然環境調査に係る生物多様性情報の整備と発信のガイドライン」を踏まえ、可能な範囲でオープンデータとし、関係行政機関や研究者をはじめ広く国民に提供する。また、希少種の位置情報等の詳細情報は一般公開しないが、必要に応じて環境省内、関係省庁等に共有することで、我が国の自然環境の適切な保全・管理にむけた施策等において有効活用を図る。

(1) データ公開の方法

本調査で得られた情報は以下のとおり取りまとめて公開を想定している。

- ・ 調査報告書
- ・ 対象種の分布図及び地図データ
- ・ 整理済みデータ集（オープンデータ用に精度を調整したもの）

(2) 情報の公開範囲、希少種情報等の取り扱いについて

(1) については環境省生物多様性センターの Web サイト等で2次メッシュとして広く一般に公開することを想定。ただし、希少種の生息地など、公表することで保全状況に悪影響等を及ぼす可能性の高い情報については、検討会において情報の取り扱いについて検討する。また情報収集において、情報提供者に対しあらかじめ調査の意図や利用方法、情報公開の範囲について説明し、理解を得たうえで協力していただく。

自然環境保全基礎調査 昆虫類分布調査検討会委員

(敬称略・五十音順)

氏名	所属・役職
岸本 年郎	ふじのくに地球環境史ミュージアム 教授
北野 忠	東海大学人間環境学科 教授
神保 宇嗣	国立科学博物館標本資料センター 副コレクションディレクター
平井 規央	大阪公立大学大学院農学研究科 教授
矢後 勝也	東京大学総合研究博物館 講師
渡部 晃平	日本甲虫学会

令和 8 年度自然環境保全基礎調査 昆虫類分布調査業務に関する提案書作成
・ 審査要領

環境省自然環境局生物多様性センター

本書は、令和 8 年度自然環境保全基礎調査 昆虫類分布調査業務に関する提案書の作成、審査等の要領を提示するものである。

I 提案書作成要領

1. 提案書の構成及び作成方法

以下に、「令和 8 年度自然環境保全基礎調査 昆虫類分布調査業務に関する提案書の評価基準表」（以下「評価基準表」という。）から「評価項目」及び「要求要件」を転載する。

評価項目			要求要件
大項目	中項目	小項目	
0 仕様書の遵守			仕様書に規定する業務の目的や作業事項に反し、又は矛盾する提案がないこと。
1 業務の基本方針			仕様書を踏まえ、業務の実施に当たっての基本方針を記述すること。
2 業務の実施方法			
	2.1	仕様書 3 (2) (分布情報の追加整理) の業務内容	補完調査及び 1 次スクリーニングの実施方針及び方法を具体的に提案すること。
	2.2	仕様書 3 (3) (ア. 2 次スクリーニングデータの作成) の業務内容	有識者ヒアリング、作業部会開催の工程及び内容等について具体的に提案すること。
	2.3	仕様書 3 (3) (イ. 非公開資料の完成) の業務内容	非公開資料 (データベース・分布図・GIS データ) の内容及び作成方法を具体的に提案すること。
	2.4	仕様書 3 (3) (ウ. 公開資料の作成) の業務内容	公開資料 (データベース・分布図・GIS データ及び調査報告書) の内容及び作成方法を具体的に提案すること。
3 業務の実施計画			仕様書に係る作業事項を作業進行予定表にまとめること。

4 業務の実施体制		
	4.1 執行体制、役割分担等	業務の実施体制について、責任者の氏名・役職、従事者の役割分担、従事者数、内・外部の協力体制等を表にまとめること。
	4.2 主たる担当者の実績、能力、資格等	業務に従事する主たる担当者の過去5年間の類似業務（昆虫類を対象とした全国あるいは都道府県をまたぐ広域的な生息分布把握のための調査業務またはそれに類すると判断できる業務）の実績、本業務に関係する能力、資格等を示す資料を明示すること。また、業務従事期間中における本業務以外の手持ち業務の状況及び各業務での役割を記載すること。
	4.3 業務に従事する者の能力、資格等	従事者のうち少なくとも1名について、本業務に関係する能力、資格等を有することを示す資料を明示すること。
	4.4 主たる担当者以外の業務に従事する者の実績、能力、資格等	主たる担当者以外の従事者について、過去5年間の類似業務の実績、本業務に関係する能力、資格等を示す資料を明示すること。また、業務従事期間中における本業務以外の手持ち業務の状況を記載すること。
5 組織の実績		過去5年間に類似業務の実績があれば、業務名、それぞれの概要等を記載すること。
6 組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況		事業者の経営における事業所（以下「本社等」という。）において、ISO14001、エコアクション21、エコステージ、エコ・ファースト制度、地方公共団体や国際非政府組織等による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得等の有無を記載し、有の場合は認証の名称を記載するとともに、証明書等の写しを添付すること。ただし、提案書提出時点において認証期間中であること。又は、現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合は、過去の認証及び現在の環境マネジメントシステムの名称を記載するとともに、過去の認証の証明書等及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。
7 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況		女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、次

	<p>世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用推進法」という。）に基づく認定等（プラチナえるぼし認定、えるぼし認定等、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定等）の有無を記載し、有の場合は認定等の名称を記載するとともに、認定通知書等の写し（内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、その確認通知書の写し）を添付すること。</p> <p>ただし、提案書提出時点において認定等の期間中であること。</p>
<p>8 企業等の賃上げの実施</p>	
	<p>8.1 事業年度（又は暦年）における賃上げ</p> <p>賃上げの実施を表明した企業等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大企業は、事業年度（又は暦年）において、対前年度比（又は対前年比）で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨の、従業員への賃金引上げ計画の表明書（表明する意思がある者のみ提出すること）の写しを添付すること。 ・中小企業等は、事業年度（又は暦年）において、対前年度比（対前年比）で給与総額を1.5%以上増加させる旨の、従業員への賃金引上げ計画の表明書（表明する意思がある者のみ提出すること）の写し及び前年度の法人税申告書別表1を添付すること。

提案書は、上記評価項目に基づき、次に従って作成すること。

- 1) 「はじめに」の項を冒頭に設け、「本書は、令和8年度自然環境保全基礎調査 昆虫類分布調査業務に係る仕様書に基づき、その実施方法等に関する提案を行うものである。本業務の実施に当たっては、同仕様書を遵守し、本提案書を実行計画書と位置づけて行うものとする。」と必ず記載すること。
- このため、提案書の作成に当たっては、仕様書に反し、又は矛盾する事項がないか十分に点検すること。なお、提案書が仕様書に反し、又は矛盾すると認められたときは、評価項目「0 仕様書の遵守」に基づき、当該提案書は不合格となる。

2) 「はじめに」以下は、上記評価項目に従い「業務の基本方針」から「企業等の賃上げの実施」までの各評価項目を目次とし、それぞれの要求要件に基づき提案書を作成すること（別添様式参照）。記述上の必要性に応じ、各評価項目内を細分化して目次立てすることは差し支えない。

3) 提案書に詳細に記載するよりも添付資料を参照した方がわかりやすい事項については、提案書中に「△については、別添資料○参照」と記載して、資料添付を行うことは差し支えない。ただし、添付資料が大部にわたる場合は、必ずその要点を提案書中に記載すること。「評価項目」及び「要求要件」との関係が容易にわかり難い添付資料は、添付されなかったとみなすことがある。

4) 提案書は、難解な専門用語には注釈を付す等、専門家以外でも理解でき、審査可能なように平易な記述に努めること。

2. 提案書様式、提出部数等

提案書は、別添様式を踏まえて作成すること。記載上の必要に応じて様式を変更しても差し支えないが、様式の変更は必要最小限にとどめること。

提出方法の詳細は、入札説明書による。

書面により提出する場合、提案書は、添付資料を含めて綴じ込んだ1式を7部提出すること。

環境省から連絡が取れるよう、提案書上に連絡先（電話番号及びメールアドレス）を記載すること。

3. 提案書のヒアリング

入札者は、環境省が入札者と調整の上指定する日時、場所において、環境省に対し自らの提案書の内容について説明を行わなければならない。

説明者は、原則として本調査を請け負った場合における実施責任者に当たる者とする。説明の時間は約15分とし、その後、適宜質疑応答を行うものとする。

説明に当たっては、必要に応じて提案書の要点を示す要約版資料を用意しても差し支えないが、当該要約版資料は審査対象とはしない。

4. 留意事項

落札した者が提出した提案書は、仕様書とともに原則としてそのまま契約書に添付され、令和8年度自然環境保全基礎調査 昆虫類分布調査業務の実施計画書になるものであり、確実に実施可能な内容として作成すること。提案書に従った履行がなされない場合は、債務不履行として契約解除及び損害賠償請求の事由となる。

II 提案書の審査及び落札決定の方法

1. 落札方式及び得点配分

1) 落札方式

次の要件を満たしている者のうち、2)によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

①入札価格が予定価格の範囲内であること。

②「評価基準表」中、必須とされた評価項目の基礎点をすべて獲得していること。

2) 総合評価点の計算方法

総合評価点＝技術点＋価格点

技術点＝基礎点＋加点（満点200点）

※技術点は、環境省に設置する提案書審査委員会の各委員の採点結果の平均値を算出し、小数点第三位以下を切り捨てたものとする。

価格点＝100×（1－入札価格÷予定価格）

※価格点は、上記式により数値を算出し、小数点第三位以下を切り捨てたものとする。

3) 基礎点部分の採点

技術上の基準を満たす場合に、当該基礎点全部を得点とする。

4) 加点部分の採点

①配点5点の場合、技術上の基準に基づき、

秀：5点、

優：4点、

良：3点、

準良：2点、

可：1点、

不可：0点、

の6段階評価とし、配点に応じて係数をかけて得点を算出する。

②基礎点がある項目に係る加点部分の「不可：0点」とは、基礎点の基準は満たす（基礎点は得点）が、加点部分の基準をなんら満たさない場合である。

2. 提案書審査（技術点の採点）の手順

1) 入札資格を有する者から提出された提案書について、「評価基準表」に基づき、必須とされた項目の基礎点に係る評価を提案書審査委員会の各委員が行う。各委員の評価結果を同委員会で協議し、委員会において各必須項目毎に基礎点の獲得の可否を判断する。すべての必須項目の基礎点を獲得した提案書を合格（基礎点を付与）とし、それ以外の提案書は不合格とする。

2) 合格した提案書について、各委員毎に評価項目の加点部分の評価を行い、基礎点と合計した採点結果を記入する。各委員の採点結果を委員会で確認し、事実誤認等があった場合は、事後の採点の修正は公平性及び透明性を阻害するおそれがあることから集計から除外することとして取り扱う。確定した各委員の採点結果の技術点について、その平均値を算出する。

3. 落札決定

2.による技術点に、当該提案書に係る入札価格に基づく価格点を加算し、総合評価点を算出する。各提案書の総合評価点を比較し、最も高い数値を得た提案書の提出者を落札者とする。

(別添4)

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
環境省自然環境局生物多様性センター長 殿

住所
商号又は名称
代表者役職・氏名

令和8年度自然環境保全基礎調査 昆虫類分布調査業務に関する提案書の提出について

標記の件について、別添のとおり提出します。
なお、書類の提出に当たり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

担当者連絡先

部署名：

責任者名：

担当者名：

T E L：

E-mail：

令和8年度自然環境保全基礎調査 昆虫類分布調査業務に関する提案 書

提案書作成責任者

(株) ○○ △部×課 ○○○

電話番号、メールアドレス

はじめに

本書は、令和8年度自然環境保全基礎調査 昆虫類分布調査業務に係る仕様書に基づき、その実施方法等に関する提案を行うものである。本業務の実施に当たっては、同仕様書を遵守し、本提案書はその実施計画書と位置づけて行うものとする。

1. 業務の基本方針

(作成注)

仕様書を踏まえ、業務の実施に当たっての基本方針を記述すること。

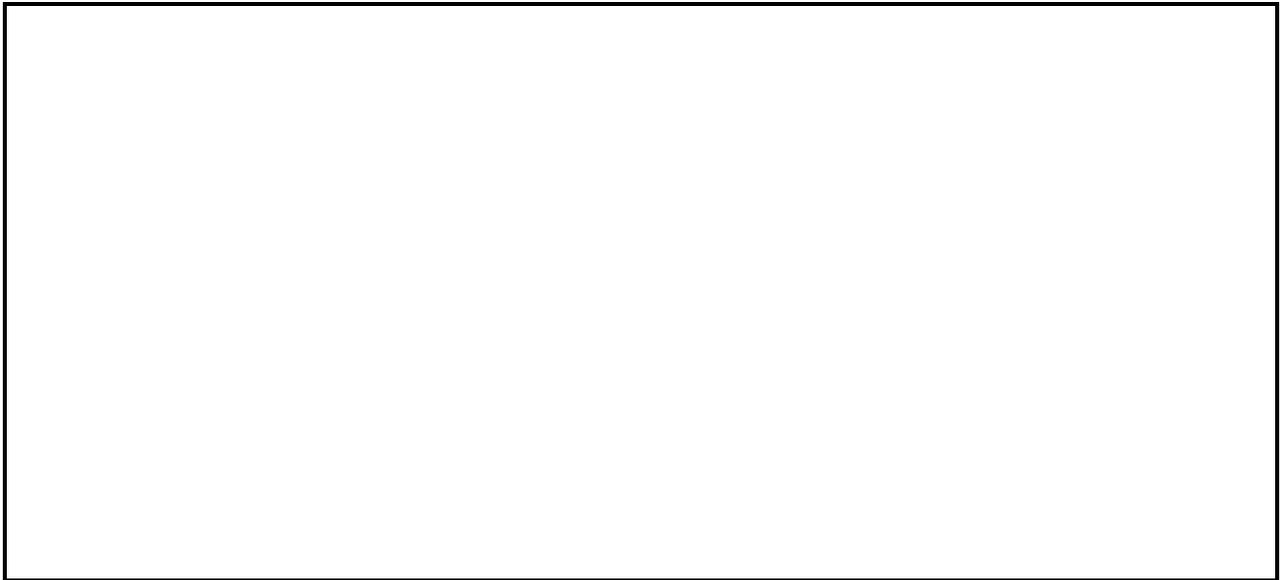
(※) A4版2枚以内とする。

2. 業務の実施方法

2. 1 仕様書 3 (2) (分布情報の追加整理) の業務内容

(作成注)

補完調査及び1次スクリーニングの実施方針及び方法を具体的に提案すること。

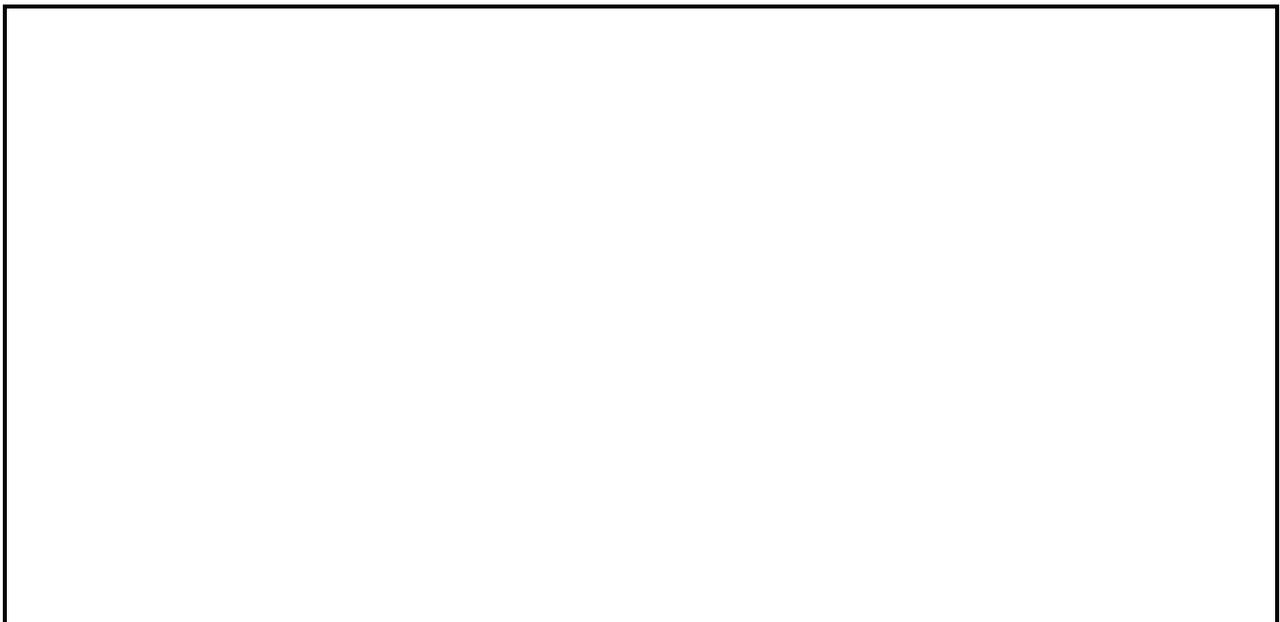


(※) A 4 版 1 枚以内。複数の事項を提案する場合はそれぞれ A 4 版 1 枚以内ずつとする。

2. 2 仕様書 3 (3) (ア. 2 次スクリーニングデータの作成) の業務内容

(作成注)

有識者ヒアリング、作業部会開催の工程及び内容等について具体的に提案すること。

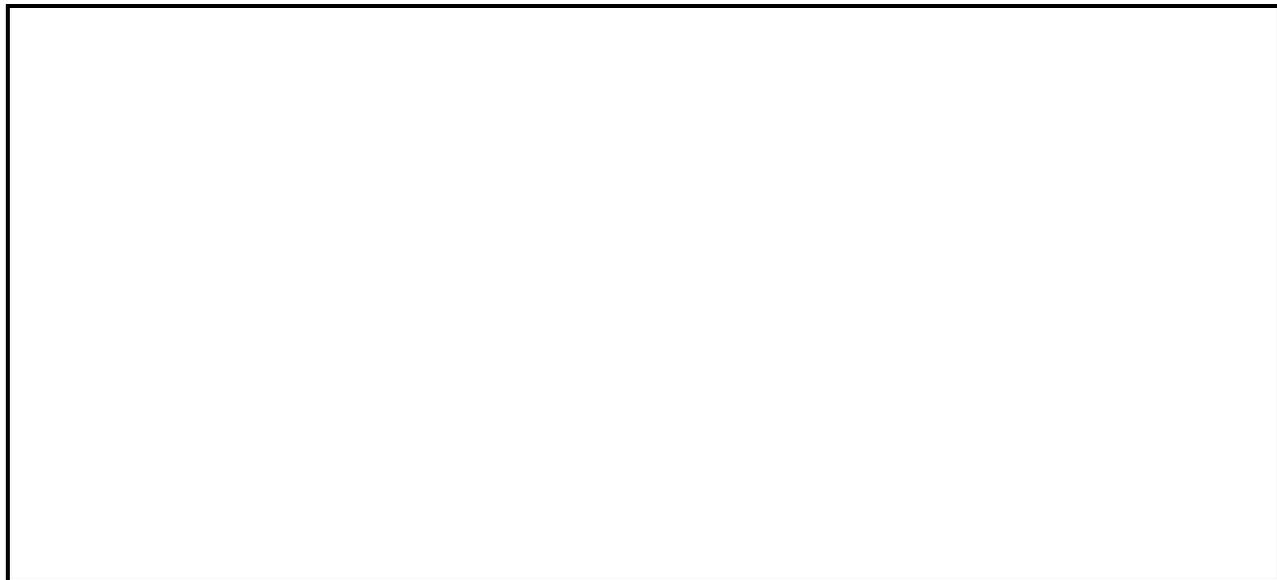


(※) A 4 版 1 枚以内。複数の事項を提案する場合はそれぞれ A 4 版 1 枚以内ずつとする。

2. 3 仕様書 3(3) (イ. 非公開資料の完成) の業務内容

(作成注)

非公開資料 (データベース・分布図・GIS データ) の内容及び作成方法を具体的に提案すること。



(※) A 4 版 1 枚以内。複数の事項を提案する場合はそれぞれ A 4 版 1 枚以内ずつとする。

2. 3 仕様書 3(3) (ウ. 公開資料の作成) の業務内容

(作成注)

公開資料 (データベース・分布図・GIS データ及び調査報告書) の内容及び作成方法を具体的に提案すること。



(※) A 4 版 1 枚以内。複数の事項を提案する場合はそれぞれ A 4 版 1 枚以内ずつとする。

3. 業務の実施計画

(作成注)

仕様書に係る作業事項を作業進行予定表にまとめること。

時 期	内 容

(※) A4版1枚以内とする。

4. 業務の実施体制

4. 1 執行体制、役割分担等

(作成注)

業務の実施体制について、責任者の氏名・役職、従事者の役割分担、従事者数、内・外部の協力体制等を表にまとめること。

--

(※) A 4 版 1 枚以内とする。

4. 2 主たる担当者の実績、能力、資格等

(作成注)

業務に従事する主たる担当者の過去5年間の類似業務（昆虫類を対象とした全国あるいは都道府県をまたぐ広域的な生息分布把握のための調査業務またはそれに類すると判断できる業務）の実績、本業務に関係する能力、資格等を示す資料を明示すること。

また、業務従事期間中における本業務以外の手持ち業務の状況及び各業務での役割を記載すること。

(1) 本業務に従事する主たる担当者

氏名			生年月日		
所属・役職			経験年数（うち本業務の類似業務従事年数）		
			年（ 年）		
専門分野					
所有資格					
経歴（職歴／学位）					
所属学会					
類似業務の実績					
業務名	業務内容			履行期間	
				年 月～ 年 月	
主な手持ち業務の状況（ 年 月 日現在 件）					
業務名	業務内容			履行期間	
				年 月～ 年 月	

(※) 手持ち業務の欄は契約金額が500万円以上のものを対象とし、業務内容の欄は概要を記入する。

4. 2 業務に従事する者の能力、資格等

(作成注)

従事者のうち少なくとも1名について、本業務に関係する能力、資格等を有することを示す資料を明示すること。

氏名			生年月日		
所属・役職			経験年数（うち本業務の類似業務従事年数）		
			年（ 年）		
専門分野					
所有資格					
経歴（職歴／学位）					

所 属 学 会	
---------	--

4. 4 主たる担当者以外の業務に従事する者の実績、能力、資格等
(作成注)

主たる担当者以外の従事者について、過去5年間の類似業務の実績、本業務に係る能力、資格等を示す資料を明示すること。また、業務従事期間中における本業務以外の手持ち業務の状況を記載すること。

1人目

氏 名		
所属・役職	経験年数 (うち本業務の類似業務従事年数)	
	年 (年)	
専 門 分 野		
所 有 資 格		
経歴 (職歴/学位)		
所 属 学 会		
類似業務の実績		
業務名	業務内容	履行期間
		年 月 ~ 年 月
主な手持ち業務の状況 (令和 年 月 日現在 件)		
業務名	業務内容	履行期間
		年 月 ~ 年 月

(※) 手持ち業務の欄は契約金額が500万円以上のものを対象とし、業務内容の欄は概要を記入する。

○人目

氏 名		
所属・役職	経験年数 (うち本業務の類似業務従事年数)	
	年 (年)	
専 門 分 野		
所 有 資 格		
経歴 (職歴/学位)		
所 属 学 会		
類似業務の実績		
業務名	業務内容	履行期間
		年 月 ~ 年 月

主な手持ち業務の状況（令和 年 月 日現在 件）		
業務名	業務内容	履行期間
		年 月～ 年 月

（※）手持ち業務の欄は契約金額が 500 万円以上のものを対象とし、業務内容の欄は概要を記入する。

5. 組織の実績

(作成注)

過去に類似業務の実績があれば、業務名、それぞれの概要等を記載すること。

業務名			
発注機関 (名称、所在地)			
(受託者名)			
(受託形態)			
履行期間			
業務の概要			
技術的特徴			
主たる担当者の従事の有無			

注1 本様式は、A4版4枚以内に記載すること。

注2 業務名は5件まで記載できるものとする。

注3 発注機関の受注形態欄には、元請受注か下請受注かの区別を記載すること。

注4 業務の概要の欄には、業務内容を具体的かつ簡潔に記載すること。

注5 実績を証明するものとして、契約書写し、注文・請書写し（下請の場合のみ）を添付すること。

6. 組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況

(①現在認証中である場合、②現在まで認証を受けたことがない場合又は③過去に認証を受けたことはあるが現在環境マネジメントシステム等を継続していない場合)

認証の有無：
認証の名称： (認証期間：○年○月○日～○年○月○日)

注1 現在認証中である場合、証明書等の写しを添付すること。

注2 認証は、事業者の経営における主たる事業所（以下「本社等」という。）において取得しており、かつ、提案書提出時点において期間中であるものに限る。

(現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合)

過去に受けていた認証の名称： (認証期間：○年○月○日～○年○月○日)
現在の環境マネジメントシステムの名称：

注1 過去に認証を受けた証明書等及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。

注2 証明書および規則等は、本社等において取得し、又は設置、運営等しているものに限る。

7. 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

認定等の有無：	
認定等の名称：	(認定段階：) (計画期間：○年○月○日～○年○月○日)

- 注1 プラチナえるぼし認定、えるぼし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定については認定通知書の写しを、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画（策定義務のない事業主（常時雇用する労働者が100人以下のもの）が努力義務により届出たものに限る。）については労働局の受付印のある一般事業主行動計画策定届の写しを添付すること。
- 注2 くるみん認定については認定等の名称に新基準（改正後認定基準（令和4年4月1日施行）により認定）のものであるか旧基準（改正前認定基準又は改正省令附則第2条第5項の経過措置により認定）のものであるか明記すること。
- 注3 認定段階についてはえるぼし認定の認定段階（1～3）を、計画期間については女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に示された計画期間を明記すること。
- 注4 本社等において取得しており、かつ、提案書提出時点において認定等の期間中であるものに限る。
- 注5 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、ワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認通知書の写しを添付すること。

8. 企業等の賃上げの実施

① 事業年度（又は暦年）における賃上げ

賃金引上げ計画を表明しているか：

本調達では、給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年度（又は対前年）に比べ一定の増加率（大企業の場合3%、中小企業等（※1）（※2）の場合1.5%）以上とする旨を「従業員への賃上げ計画の表明書」（写しで可）により表明した（※3）（※4）場合、加点することとしている。また、提出された表明書で表明した賃上げが実行されているか、事業年度等終了後、事業年度については法人事業概況説明書、暦年については給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表等により確認することとしているため、確認のため必要な書類は速やかに大臣官房会計課契約係<KEIYAKU@env.go.jp>へ提出すること。なお、確認の結果、表明した賃上げが実行されていない場合等においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は「従業員への賃上げ計画の表明書」裏面の（留意事項）を確認すること。

- ※1 「中小企業等」とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。
- ※2 「中小企業等」に該当する法人は、「従業員への賃上げ計画の表明書」とともに前年度の法人税申告書別表1を提出すること。
- ※3 対前年度又は対前年のいずれかを選択して表明すること。当該選択に応じて表明に用いる様式が異なるので留意すること。
- ※4 「従業員への賃上げ計画の表明書」の様式は環境省ホームページの「調達情報」>「入札等情報」>「総合評価落札方式における賃上げ表明様式等」に掲載する。（http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/category_01.html）

評価項目			要求要件	評価区分	得点配分			技術上の基準		基礎点の採点	加点の採点
大項目	中項目	小項目			合計	基礎点	加点	基礎点	加点		
0	仕様書の遵守		仕様書に規定する業務の目的や作業事項に反し、又は矛盾する提案がないこと。	必須	5	5	-	提案書が全体として仕様書を遵守しており、業務の目的や作業事項に反し、又は矛盾する内容がないこと。	-	-	-
1	業務の基本方針		仕様書を踏まえ、業務の実施に当たっての基本方針を記述すること。	必須	15	5	10	業務の目的を的確に理解し、妥当な基本方針であること。	基本方針に創造性、確実性があるか。		
2	業務の実施方法									-	-
	2.1 仕様書3(2)(分布情報の追加整理)の業務内容		補完調査及び1次スクリーニングの実施方針及び方法を具体的に提案すること。	必須	20	5	15	補完調査について、調査の進捗状況及び不足している点を十分に理解した上で、必要な調査内容及び方法が提案されていること。 1次スクリーニングについて、妥当な分類基準の設定及び分類を行う具体的な方法が提案されていること。	提案が業務目的を達成する上で効果的であり、創造性があるか。		
	2.2 仕様書3(3)(ア.2次スクリーニングデータの作成)の業務内容		有識者ヒアリング、作業部会開催の工程及び内容等について具体的に提案すること。	必須	20	5	15	有識者ヒアリングについて、適切なヒアリング先、ヒアリング内容等が具体的に提案されていること。 作業部会の開催について、必要な工程及び内容が具体的に提案されていること。	提案が業務目的を達成する上で効果的であり、創造性があるか。		
	2.3 仕様書3(3)(イ.非公開資料の完成)の業務内容		非公開資料(データベース・分布図・GISデータ)の内容及び作成方法を具体的に提案すること。	必須	15	5	10	非公開資料作成について、内容、必要な工程及び留意点が具体的に提案され、その提案内容が適切であること。	提案が業務目的を達成する上で効果的であり、創造性があるか。		
	2.4 仕様書3(3)(ウ.公開資料の作成)の業務内容		公開資料(データベース・分布図・GISデータ及び調査報告書)の内容及び作成方法を具体的に提案すること。	必須	20	5	15	公開資料作成について、内容、必要な工程及び留意点が具体的に提案され、その提案内容が適切であること。 調査報告書の作成について、工程及び内容(執筆テーマを含む)について具体的に提案され、その提案内容が適切であること。	提案が業務目的を達成する上で効果的であり、創造性があるか。		
3	業務の実施計画		仕様書に係る作業事項を作業進行予定表にまとめること。	必須	15	5	10	実施可能で妥当な作業進行予定表であること。	作業進行予定表が効率的で確実性があるか。		
4	業務の実施体制									-	-
	4.1 執行体制、役割分担等		業務の実施体制について、責任者の氏名・役職、従事者の役割分担、従事者数、内・外部の協力体制等を表にまとめること。	必須	25	5	20	適切な役割分担等により実施体制が構築されていること。 外部の協力者(又は再委託者)に業務の一部を行わせる場合は、業務の根幹部分を提案者が実施すること、協力者等の役割分担が明確で、適切であること。	効果的、効率的な人員配置、内・外部の協力体制等が構築されているか。		
	4.2 主たる担当者の実績、能力、資格等		業務に従事する主たる担当者の過去5年間の類似業務(昆虫類を対象とした全国あるいは都道府県をまたぐ広域的な生息分布把握のための調査業務またはそれに類すると判断できる業務)の実績、本業務に関係する能力、資格等を示す資料を明示すること。 また、業務従事期間中における本業務以外の手持ち業務の状況及び各業務での役割を記載すること。	必須	10	5	5	手持ち業務の状況が記載され、本業務に従事する主たる担当者が本業務に従事する十分な時間があると認められること。	主たる担当者が業務に従事する者に本業務の類似業務の実績がある、または、本業務を実施する上で十分な能力、資格があるか。ある場合を可(3点)とし、実績がある類似業務の件数、能力、実績実績がある類似業務の中で担っていた役割等に応じて加点する。		
	4.3 業務に従事する者の能力、資格等		従事者のうち少なくとも1名について、本業務に関係する能力、資格等を有することを示す資料を明示すること。	必須	5	5	-	以下のいずれかを有する者が業務に従事すること。 ・技術士(環境、建設部門) ・生物分類技能検定1級動物部門(昆虫類) ・学士、修士又は博士の学位を授与された者(昆虫に関する分野について専攻した者に限る。) ・学会員資格を有する者(昆虫に関する分野について専攻した者に限る。)	-		-
	4.4 主たる担当者以外の従事者について、過去5年間の類似業務の実績、本業務に関係する能力、資格等を示す資料を明示すること。また、業務従事期間中における本業務以外の手持ち業務の状況を記載すること。			任意	15	-	15		主たる担当者以外で業務に従事する者に本業務の類似業務の実績がある、または、業務を実施する上で十分な能力、資格があるか。ある場合、1人につき3点ずつ加点する(最大5名まで)。	-	
5	組織の実績		過去5年間に類似業務の実績があれば、業務名、それぞれの概要等を記載すること。	任意	15	-	15		過去に類似業務(昆虫類を対象とした全国あるいは都道府県をまたぐ広域的な生息分布把握のための調査業務)の実績があるか。ある場合、1件につき3点ずつ加点する(最大5件まで)。	-	
6	組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況		事業者の経営における事業所(以下「本社等」という。)において、ISO14001、エコアクション21、エコステージ、エコファースト制度、地方公共団体や国際非政府組織等による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得等の有無を記載し、有の場合は認証の名称を記載するとともに、証明書等の写しを添付すること。ただし、提案書提出時点において認証期間中であること。又は、現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合は、過去の認証及び現在の環境マネジメントシステムの名称を記載するとともに、過去の認証の証明書等及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。	任意	5	-	5		本社等において、環境マネジメントシステム認証取得等があるか。又は過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等しているか。1つでもあれば加点(5点)。	-	

<p>7 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況</p> <p>(女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領第1の1(1)ただし書きに該当する、環境配慮契約法に基づく自動車の購入及び賃貸借に関する事業については、評価項目から除くこと。)</p>	<p>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)、青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用推進法」という。)に基づく認定等(プラチナえるぼし認定、えるぼし認定等、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定等)の有無を記載し、有の場合は認定等の名称を記載するとともに、認定通知書等の写し(内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、その確認通知書の写し)を添付すること。ただし、提案書提出時点において認定等の期間中であること。</p>	任意	5	-	5	-	<p>女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラチナえるぼし(※1) 5点 ・えるぼし3段階目(※2) 4点 ・えるぼし2段階目(※2) 3点 ・えるぼし1段階目(※2) 2点 ・行動計画(※3) 1点 <p>※1 女性活躍推進法(令和2年6月1日施行)第12条に基づく認定 ※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 ※3 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。</p> <p>次世代法に基づく認定(プラチナくるみん認定・くるみん認定・トライくるみん認定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラチナくるみん認定 4点 ・くるみん認定(新基準※4) 3点 ・くるみん認定(旧基準※5) 2点 ・トライくるみん認定 2点 <p>※4 新くるみん認定(改正後認定基準(令和4年4月1日施行)により認定) ※5 旧くるみん認定(改正前認定基準又は改正省令附則第2条第5項の経過措置により認定)</p> <p>若者雇用推進法に基づく認定(ユースエール認定) 4点</p> <p>※複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。</p>	-	-
8 企業等の賃上げの実施									
8.1 事業年度(又は暦年)における賃上げ	<p>賃上げの実施を表明した企業等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大企業は、事業年度(又は暦年)において、対前年度比(又は対前年比)で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨の、従業員への賃金引上げ計画の表明書(表明する意思がある者のみ提出すること)の写しを添付すること。 ・中小企業等は、事業年度(又は暦年)において、対前年度比(対前年比)で給与総額を1.5%以上増加させる旨の、従業員への賃金引上げ計画の表明書(表明する意思がある者のみ提出すること)の写し及び前年度の法人税申告書別表1を添付すること。 	任意	10	-	10	-	<p>表明書(様式は任意で可。ただし、従業員が代表者から賃上げの表明を受けたことを証明するための押印等があること。)の写しの提出が確認出来れば加点(10点)。</p>	-	-
技術点小計			200	50	150	<p>加点合計 0</p>			
価格点			100	<p>基礎点 50</p>					
総計				<p>価格点</p> <p>総合評価点</p>					

基礎点部分の採点は、技術上の基準を満たす場合に、当該基礎点全部を得点とする。

加点部分の採点は、配点5点の場合、技術上の基準に基づき、秀:5点、優:4点、良:3点、順良:2点、可:1点、不可:0点、の6段階評価とし、配点に応じて係数をかけて得点を算出する。

基礎点がある項目に係る加点部分の「不可:0点」とは、基礎点の基準は満たす(基礎点は得点)が、加点部分の基準をなら満たさない場合である。

(別添6)

◆環境マネジメントシステム認証制度の例◆

事業者が、その事業経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取組み、その取組結果を確認・評価し、改善していくこと(環境保全の取組に係るPDCAサイクル)を「環境マネジメント」といい、そのための事業者内の体制・手続等の仕組みを「環境マネジメントシステム」(EMS)という。その主な例は以下のとおりであるが、他にも地方版のEMSや、運送事業者を対象としたグリーン経営認証制度、エコ・ファースト制度などがある。また、RE100などの国際非政府組織等による審査認定及び定期的な実施状況の公表・報告等を伴う国際イニシアティブ・外部認証についても、同様に取り扱うものとする。

全国版EMS	ISO14001	エコアクション21	エコステージ
概要	ISO審査登録機関及び認定機関で構成。国際的に認められた第三者認証制度。1996年に制定。	環境省が策定した中小企業にも取り組みやすい環境マネジメントシステム。2004年に開始。把握すべき環境負荷指標を特定しているほか、環境活動レポートの作成・公表を必須要件としている。	ISO14001取得前から取得後も含めた環境マネジメントシステム。5段階の認証ステージがある。エコステージ2はISO14001の要求事項を全て含んでおり、エコステージ2の認証を取得できれば、ISO14001に挑戦可能なレベルとなる。
事務局の母体となる団体	ISO(国際標準化機構)	持続性推進機構	エコステージ協会

地方版EMSの例:

北海道環境マネジメントシステムスタンダード(HES)、青森環境マネジメントフォーラムAES、いわて環境マネジメントフォーラムIES、みちのくEMS、三重環境マネジメントシステム(M-EMS)、宝塚環境マネジメントシステム(TEMS)、神戸環境マネジメントシステム(KEMS)、京都環境マネジメントシステムスタンダード(KES)等